

調停申立書（子の監護に関する処分・面接交渉）

大阪家庭裁判所 御中

平成20年 月 日

申立人 父親X

本籍 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
住所 ××××××××××××××××

相手方 母親Y

本籍 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
住所 ××××××××××××××××

未成年者 A子

本籍 相手方と同じ
住所 相手方と同じ

申立ての趣旨

- 1 未成年者の通学する学校が夏季休暇の間4週間、冬期休暇、春期休暇の間それぞれ1週間、申立人実家において申立人と未成年者との宿泊面接交渉を認める。
- 2 1年のうち宿泊面接交渉のない月は1ヶ月につき2回の面接交渉を認める。
- 3 宿泊を伴わない面接交渉の実施時間は1回につき10時間とする。
- 4 定められた面接交渉期日以外であっても、未成年者が申立人との面接交渉を望んだとき、相手方はこれを妨害してはならない。
- 5 申立人が未成年者に携帯電話を貸与し、両者が常識的な頻度をもって連絡を取り合うことを認める。
- 6 相手方は右携帯電話の機器管理について未成年者を補助し、協力しなければならない。

7 申立人は相手方への養育費の支払に代えて、未成年者名義の貯金をせよとの調停を求める。

従前の経緯

- 1 申立人と相手方とは裁判離婚をした元夫婦である（高松高等裁判所 平成17年（ネ）第8号 離婚等請求控訴事件 同年6月15日判決確定）。
- 2 前記訴訟継続中第2回口頭弁論（同年4月12日）前の3月19日、相手方は申立人との約束を破り、申立人不知の間に長女A子連れ去り、居所を秘匿した。
- 3 同年3月21日、××県××警察署に相手方及びA子の捜索願を提出し、受理される。
- 4 同年5月6日、申立人単身の探索により相手方居所を探し出し、相手方に当面毎日曜日にA子と面会させることを約束させる。対象者発見のため、捜索願は××市××派出所にて取り下げる。
- 5 前記訴訟において、高松高等裁判所は相手方請求を容認し、離婚と相手方を親権者と定める判決をし、同年6月15日確定した。
- 6 同年7月、申立人の面接交渉案取り決めの交渉に対し、相手方は代理人を通じ一方的に確認書なる書面を送付してきた（甲4第号証）。
- 7 同年8月、確認書記載の宿泊面接交渉は履行された。
- 8 同年12月、申立人はA子が面接交渉時に激しく申立人方へ帰りたがる点、相手方養育態様が訴訟時の主張と異なる点、A子に発見された××病治療には申立人方の環境が適していることを理由に、神戸家庭裁判所伊丹支部に親権者変更の調停を申し立てた。
- 9 同年12月、申立人は年2回の宿泊面接交渉を提示した確認書記載事項に基づき、相手方に対し年内の宿泊面接交渉実施を求めたが、相手方は半年毎

に1回の割合であるとしてこれを拒否し、平成18年2月に実施すると通告した。

10 平成18年2月、相手方は当月に実施するとした宿泊面接交渉を3月にすると通告してきた。

11 同年3月宿泊面接交渉は実施された。

12 平成18年5月14日、A子の強い要望により面接交渉時に申立人が××県の実家まで連れて行ったところ、帰りたくないと言き出し、申立人が「今日のところは預かる」と連絡したことからトラブルを生じ、相手方が弁護士及び私服警官2名（うち1名は非番）を引き連れ、申立人住居へ押し寄せる。

相手方は泣き叫んで申立人にしがみついたA子を強引に連れ去った（甲第5号証）。

13 同年5月15日、相手方は前記弁護士〇〇〇を通じ、弁護士ではあるが申立人の代理人でもなんでもない（調停代理人を努めていたのは×××先生である）申立人の父親に対し、①今後同様のことをしないと誓約せよ②30万円支払え③調停を取り下げよ という3点を了解した場合のみ6月25日から面接交渉を認めると通告してきた（甲第6号証）。

これに対し申立人代理人は、①は了承、②③については応じかねるという回答書（甲第7号証）を送付した。

14 6月25日の面接交渉は履行されなかった。

15 同年6月27日、調停不成立となり、審判に移行（平成18年（家）620号）。

16 同年8月4日、相手方に2万円支払い、宿泊面接交渉は当面控えるという条件のもと面接交渉再開の合意が成立。

17 同年8月21日、面接交渉再開。

18 同年11月28日審判却下決定。

19 同年12月8日大阪高裁に即時抗告（甲第8号証）。

- 20 平成19年6月5日大阪高裁補充調査を実施。
- 21 平成19年12月25日大阪高裁抗告棄却決定（甲第9号証）。
- 22 高裁抗告棄却決定に対し，最高裁判所に特別抗告を提起（平成20年（ク）第108号（甲第10号証））。
- 23 平成20年2月27日特別抗告棄却決定。
- 24 同年3月16日実施の面接交渉より，それまでA子と申立人の2人で実施していた面接交渉に相手方が参加してくる。以後，現在まで面接交渉時は3人で行動している。
- 25 申立人の2年に亘る交渉にもかかわらず，相手方は宿泊面接交渉を実施しないので，平成20年7月31日，回答を要求する内容証明郵便を送達したが（甲第11号証），回答はなかった。

申立の理由

- 1 相手方は離婚以来，離婚訴訟時の主張を覆し，父親の監護補助を受けず単身でA子の監護を続けているが，相手方勤務の関係上，予想したとおりA子は本年7・8月夏休み中の殆どを学童保育に預けられて過ごした。
A子は出生以来相手方の強引な方針により，保育所等を利用して他人の手で預けられ，1度も長期の休暇を享受したことがない。
子どもが学校の休校中に休みを満喫するのは，享受すべき当然の権利であり，「思い出」という人格形成に重要な要素の形成を担うべき期間でもある。
これを監護親ただ1人の意向や都合をもって否定することは妥当ではなく，子どもの権利への侵害でもある。
こうした実情は，A子の祖父母が健在である申立人方において，長期の宿泊面接交渉を施行することによって緩和することが可能であるから，申立の趣旨 1 のとおり求める。
- 2 現在の裁判所実務において面接交渉の制度は，ほぼ定着していると言えるが，監護親が反対した場合せいぜい月に1回程度しか認められず，その内容

は子の福祉に資するためには全く貧弱であると云わざるを得ない。

東京家庭裁判所は、面接交渉を維持することが子どものために必要であるという見解を示している（甲第12号証）。

申立人は現在、離婚後共同親権・共同監護の法制化を求める運動に参加しているが、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、中国の諸外国は全て離婚後共同親権・共同監護制度を採用している。先進諸国の中で離婚後単独親権制度を採用しているのはわが国だけである。

離婚後共同親権・共同監護の法制化は今後の民法改正をまたねばならないが、現行法下でも裁判所実務における運用の改善によって実質的に共同監護に近い状態を作り出すことは可能である。

よって申立の趣旨 2, 3, 4, のとおり求める。

- 3 前出の東京家庭裁判所見解においても触れられているが、PAS という概念が存在する（甲第13号証）。わが国においてこの概念が十分に議論され、定着したものであるとまでは言えないが、少なくとも東京家庭裁判所が公式ホームページに見解を表明する程には認知されているということである。

離婚後、監護親が非監護親と子どもとの面会を拒否・妨害する事例が多数にのぼることは裁判所実務上の常識である。申立人は相手方に対し約2年の間、再三に亘り宿泊面接交渉を再開するように要請してきたが、相手方は親権者変更事件が係属中には「裁判が終わるまでダメだ」と拒否し、同事件最高裁決定後には単に拒否するだけでその理由すら回答しない。

月1回の面接交渉は実施されているものの、従前の経緯からして相手方にPASが存在することは明らかであり、現在A子にも以前は見られなかった相手方の顔色を伺い、自己の気持ちを口にすることを抑制するといった様子が観察され、影響が現れていると見るべきである。

こうした状態を緩和し、A子の健全な精神的発達を補うためには申立人との密度の高い面接が必要であると思料する。

よって申立ての趣旨 1, 2, 3, 4, 5 のとおり求める。

- 4 相手方は前掲の、代理人を通じ一方的に送付してきた確認書なる書面中、面接交渉の具体的時間についてなんの提示もしていないにもかかわらず、常に8時間を主張して譲らない。面接交渉時にA子が別れを惜しみ、申立人と夕食を共にすることを望むのが常なので、夕食を共にできる時間数として申立の趣旨 3 のとおり求める。

- 5 A子は現在7歳であるから、携帯電話を多少使いこなす程度は可能である。

しかし、紛失しないように管理したり、充電したりすることについてはいささか心許ない。したがって補助が必要であるが、相手方に親権者としての責任感があるなら、この点について応じていただきたい。

よって申立ての趣旨 6 のとおり求める。

6 離婚訴訟第1審 高松地方裁判所 平成16年(タ)第3号離婚等請求事件において、同裁判所は相手方が高額所得者であることを親権者指定の理由としており、第2審である高松高等裁判所判決もこれを是認している。

現在、相手方が前記第1審においてその請求を取り下げて以来、養育費についての具体的取り決めはされておらず、金額等を明示しての請求は1度も受けていない。しかし相手方は親権者変更事件の中で、再三申立人が養育費を払っていないとして、その不実をなじったり見下すような主張をしてきた。

元来、養育費とは非監護親が子どもに自己と同程度の生活を保障し、生活を安定させるために必要となるものである。高額所得者であることを理由の1つとして親権者に指定された相手方に、養育費による補助が必要であると到底考えられない。

しかし申立人は離婚後共同親権・共同監護を推進するスタンスから養育費等も含めて双方の親が協力すべきであると考えている。又、親としての思いからA子にできるだけことはしてやりたい。

その為、A子の将来に備えて、申立人がA子名義の貯金を積み立てることを提案する。この貯金については、A子が成年に達するまで、申立人、相手方双方の合意がなければ引き出せないような方法を講じるべきと思料する。

よって申立ての趣旨 7 のとおり求める。

以上の次第で申立の趣旨のとおり調停を求める。

添付書類

1	甲1第号証	申立人戸籍謄本
2	甲2第号証	申立人住民票
3	甲3第号証	相手方戸籍謄本
4	甲4第号証	相手方確認書
5	甲5第号証	平成17年(家)620号 審判書 及び同事件提出の 申立人陳述書
6	甲6第号証	相手方通知書
7	甲7第号証	申立人回答書
8	甲第8号証	抗告理由補充書

- | | | |
|----|--------|---------------------------------------|
| 9 | 甲9第号証 | 大阪高裁抗告決定書 |
| 10 | 甲第10号証 | 特別抗告理由書 |
| 11 | 甲第11号証 | 内容証明郵便 |
| 12 | 甲第12号証 | 東京家庭裁判所HP資料 |
| 13 | 甲第13号証 | PAS (Parental Alienation Syndrome) 資料 |

平成20年 月 日
申立人